

令和5年度

駒ヶ根市普通会計・公営企業会計
財政健全化審査及び経営健全化審査意見書

駒ヶ根市監査委員

目 次

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の期日	1
第5	審査の実施場所	1
第6	審査の実施内容及び着眼点	1
第7	審査の結果	1
	普通会計財政健全化審査意見書	2
	1 審査の概況	2
	2 審査の結果	2
	公営企業会計経営健全化審査意見書	4
	1 審査の概況	4
	2 審査の結果	4

- (注) 1 文中及び各表中に表示する千円単位の数値は、原則として単位未満を四捨五入した。
- 2 比率(%)は、原則として小数点以下第二位を四捨五入した。
- 3 ポイントとは百分率(%)間の単純差引数値である。

令和5年度駒ヶ根市普通会計・公営企業会計財政健全化審査及び経営健全化審査意見

第1 審査の種類

健全化判断比率等審査

第2 審査の対象

令和5年度 駒ヶ根市普通会計健全化判断比率
令和5年度 駒ヶ根市公営企業資金不足比率

第3 審査の期間

令和6年7月1日から令和6年8月6日

第4 審査の期日

令和6年8月1日

第5 審査の実施場所

駒ヶ根市役所 第5会議室

第6 審査の実施内容及び着眼点

審査に当たっては、各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率が関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数が正確であるかについて、証書類及び関係諸帳簿と照合するとともに関係職員からの説明を聴取し審査を実施した。なお、審査は、駒ヶ根市監査委員監査基準に準拠して実施した。

本審査の主眼及び着眼点については、事前に以下のとおり定めて実施した。

- ①各指標が適切に計算されているか。(数値に誤りはないか)
- ②各指標について、前年度と数値の比較を行う。(差異の要因は何か)
- ③数値が改善又は悪化した要因について内容を確認する。(理由等は適切か)
- ④当年度(令和5年度)の財政健全化の取り組みについて説明を求める。
- ⑤事務の合理化、経費の節減状況について説明を求める。(適正に運営か)
- ⑥基金の積立状況と今後の見込について説明を求める。(健全化計画は適切か)
- ⑦企業会計・特別会計等へ適切に繰出金が出されているのか。
- ⑧繰出金の状況と今後の見込について説明を求める。
- ⑨令和6年度の財政健全化の取り組みについて説明を求める。
- ⑩今後の財政健全化の計画について説明を求める。

第7 審査の結果

審査をした範囲においては、各会計の健全化判断比率及び経営健全化判断比率を示す書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿と符合し正確であると認められた。

令和5年度 普通会計財政健全化審査意見書

1 審査の概要

この財政健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

記

健全化判断比率	令和5年度	早期健全化基準	備考
① 実質赤字比率	— %	13.41 %	
② 連結実質赤字比率	— %	18.41 %	
③ 実質公債費比率	11.7 %	25.0 %	比率は暫定値
④ 将来負担比率	70.6 %	350.0 %	同上

(2) 個別意見

① 実質赤字比率について

令和5年度の普通会計の実質収支額は、523,314千円となっており、実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-5.48%であり赤字となっていない。

② 連結実質赤字比率について

令和5年度の全会計を対象とした実質収支額は、3,126,803千円となっており、全会計を対象とした連結実質赤字の標準財政規模に対する比率は、-32.79%であり赤字となっていない。

③ 実質公債費比率について

令和5年度の実質公債費比率は11.7%（前年度11.6%）となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っている。

④ 将来負担比率について

一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であるが、令和5年度の将来負担比率は70.6%（前年度83.8%）となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 審査の意見

実質公債費比率は、前年度比 0.1 ポイント上昇の 11.7%となっており、上昇は2年連続となっている。令和4年度より組合等償還負担額が増加しており、これは上伊那クリーンセンター建設にかかる負担金が増加の要因である。法に定める早期健全化基準は下回っているものの他団体と単純に数値の比較をすれば高水準であるため、留意が必要である。

将来負担比率は、前年度比 13.2 ポイント改善の 70.6%となった。これは、将来負担となる一般会計地方債現在高や公営企業等負担見込額等が減少したこと、将来負担から控除する基金残高が増加したことが主な要因である。

しかしながら、数値の改善は見られるものの依然として厳しい財政状況であることは変わらず、実質公債費比率と同様に他団体との比較では未だ高水準であり、留意が必要である。

少子高齢化の進展により人口減少が進む中で、財政健全化の取り組みは、将来の財政負担を軽減する改革と創意工夫による行政のスリム化・事務事業の効率化を図りながら、同時に一定の行政サービスを確保することにより安心、安全で持続可能な財政運営を実現することである。

様々な要因を背景とした昨今の物価高騰や、老朽化が進む公共施設の維持更新など様々な影響が懸念される中で、市民に対し、将来の見通しや、より安定した財政健全化への道筋を丁寧かつ分かりやすく説明することが必要である。

事業の実施にあたっては、第5次総合計画や公共施設個別施設計画に基づいた効果的かつ計画的な行財政運営を推進し、着実な成果を期待したい。

令和5年度 公営企業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

区 分	会 計	令和5年度 資金不足比率	備 考 (便宜上算定)
公営企業法適用	水道事業会計	— (%)	-113.5 (%)
	公共下水道事業会計	—	-136.6
	農業集落排水事業会計	—	-757.0
公営企業法非適用	公設地方卸売市場会計	—	0.0
	駒ヶ根高原別荘地会計	—	-57.3

※（経営健全化基準は各会計ともに 20.0%）

(2) 個別意見

① 資金不足比率について

公営企業法適用会計については、「営業収益 - 受託工事収益」を分母として、「(流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値を、公営企業法非適用会計については、「営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額」を分母として、「(歳出額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 歳入額) - 解消可能資金不足額」を分子として除した数値をそれぞれ上記備考欄に（便宜上算定）として表記しており、資金不足となった会計はない。

(3) 審査の意見

特に指摘すべき事項はない。